

茅ヶ崎市立中学校給食調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

茅ヶ崎市教育委員会

教育総務部 学務課

1 趣旨

茅ヶ崎市立中学校における学校給食については、家庭弁当との併用による選択制とし、民間調理場で調理した給食をランチボックス等に盛り付けて各校へ配送するデリバリー方式で実施します。

委託する事業者の選定にあたっては、民間事業者の高度な技術力等を活用するとともに、調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、豊富な実績と高い専門技術を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」により実施します。

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加事業者」とする）は、この実施要領等（仕様書、その他書類等を含む）の内容を踏まえ、企画提案書及び関係書類を提出するものとします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

茅ヶ崎市立中学校給食調理等業務

(2) 業務内容

別添「茅ヶ崎市立中学校給食調理等業務委託仕様書案」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 11 年 7 月 31 日まで

ただし、給食の開始時期は、別紙に示す第 1 期の中学校は令和 6 年 10 月からの予定とし、第 2 期の中学校は令和 7 年 5 月からの予定とします。それぞれの開始時期は協議のうえ決定するものとし、契約締結日から第 1 期の給食開始までは準備期間とします。

(4) 給食の対象者

茅ヶ崎市立中学校 13 校の生徒及び教職員等約 6,500 名を対象とします。このうち第 1 期は約 2,700 名、第 2 期は約 3,800 名です。なお、1 日あたりの想定食数率を 70%とします。この喫食率は推計値であり、委託料の支払いを保証するものではありません。また、牛乳のみの予約者は食数に含みません。

(5) 給食実施日

給食実施日は、契約履行期間内で、土曜、日曜及び国民の祝日並びに長期休業日（春休み、夏休み、冬休み等）を除いた日で年間 190 日程度を原則とし、発注者が受注者に指示します。ただし、実施初年度（令和 6 年度）は年間 100 日程度とし、最終年度（令和 11 年度）は 70 日程度とします。

(6) 事業費限度額

本業務における事業費の限度額合計は 1,799,081,020 円（消費税及び地方消費税を含む。）です。この金額は、令和 6 年度から令和 11 年度までの給食実施期間中における総額です。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

茅ヶ崎市教育委員会教育総務部学務課中学校給食準備担当

所在地：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 1 - 1 茅ヶ崎市役所分庁舎 3 階

電話：0467-81-7223（直通）

メールアドレス：gakumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

5 参加資格

参加事業者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 企画提案書等の提出期日までに、令和 5・6 年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に営業種目「給食業務委託」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 最大 6,500 食（教職員等を含む。）の中学校給食に対応できる規模の調理施設を保有又は令和 7 年 4 月 30 日までに保有見込みであること。
- (9) 現在、学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の事業を営んでおり、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の提供実績を 3 年以上有していること。
- (10) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項に基づく営業許可を受けていること。
- (11) 令和 3 年 4 月 1 日以降、食品衛生に関し当該施設で行政処分を受けたことがないこと。
- (12) 製造物責任（PL）法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは次のとおりです。

| 内容 | 期間等 |
|-------|--|
| 公募の開始 | 令和 5 年 12 月 18 日（月）から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 |
| 参加申込 | 令和 5 年 12 月 18 日（月）から令和 5 年 12 月 28 日（木）17 時まで。 学務課中学校給食準備担当宛て持参又は郵送してください。 |

| | |
|------------------|--|
| 質問の受付 (電子メール) | 令和5年12月18日(月)から令和6年1月12日(金)17時まで。 ※ メール送信後、学務課中学校給食準備担当に送信確認の電話をしてください。 ※ 質問の回答は、令和6年1月18日(木)までに本市ホームページにて公開します。 |
| 企画提案書等の提出 | 令和5年12月18日(月)から令和6年2月2日(金)17時まで。 学務課中学校給食準備担当宛て持参又は郵送してください。 |
| 調理施設等の視察 | 令和6年2月6日(火)から8日(木)までのいずれか1日(予定)。 ※ 日時については、別途通知します。 |
| プレゼンテーション | 令和6年2月16日(金)(予定) ※ 詳細は別途通知します。 |
| 結果通知 | 令和6年2月下旬までに、全てのプレゼンテーション参加事業者に結果を電子メールにて通知します。 |

7 参加申込

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください。提出された書類を審査し、参加資格を満たしていないと判断した場合、参加できないことがあります。

| No. | 提出書類 | 備考 |
|-----|-----------------------|---|
| ① | 公募型プロポーザル参加申込書 | 指定様式による(様式1) |
| ② | 食品衛生法に基づく営業許可証の写し | |
| ③ | 直近1年以内の食品衛生監視票 | |
| ④ | 登記事項証明書 | 発行日から3か月以内のもの。コピー不可。 |
| ⑤ | 生産物賠償責任保険の加入を証する書面の写し | 保険加入証明書または付保証明書 |
| ⑥ | 納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国税にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書「その3の3」) ● 地方税にあつては、本店及び食品衛生法に基づく営業許可を受けた営業所に係る法人住民税(市・県民税)及び法人事業税の納税証明書 |

(1) 受付期間

令和5年12月18日(月)から令和5年12月28日(木)17時まで

(2) 提出方法

学務課中学校給食準備担当へ持参又は郵送してください。

郵送の場合、簡易書留等により受付期間中に必着するよう送付してください。

(3) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果、参加資格を満たさない参加事業者に対してのみ、速やかに文書にて通知します。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式2）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年12月18日(月)から令和6年1月12日(金)17時まで

(2) 提出方法

質問票（様式2）に必要事項を記入し、電子メールに添付して学務課中学校給食準備担当へ提出してください。電子メールの表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後に学務課中学校給食準備担当へ送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）は受け付けません。

(3) 回答

質問及び回答の内容は、令和6年1月18日(木)までに本市ホームページ上で公開します。

9 企画提案書等の提出

参加事業者は、次のとおり審査に必要な書類を提出してください。

(1) 提出期間

令和5年12月18日(月)から令和6年2月2日(金)17時まで

(2) 提出方法

学務課中学校給食準備担当へ持参又は郵送してください。

郵送の場合、簡易書留等により受付期間中に必着するよう送付してください。

(3) 提出書類

- 提出書類は次に掲げる No.①から No.⑧のとおりです。
- No.②からNo.⑦までの書類は、順番にフラットファイルなどに綴っていただき、各々の書類に、インデックスラベル（見出し）を貼付してください。提出部数は、正本1部、副本10部とします。なお、副本は審査資料となりますので、提案書中には事業者名を特定できる表現やマークは表記・記述しないでください。

| No. | 提出書類 | 備考 |
|-----|------------------|---|
| ① | 公募型プロポーザル企画提案届出書 | 指定様式による（様式3） 正本1部のみ提出 |
| ② | 企画提案書 | 指定様式による（様式4-1 ～ 4-6） 次の項目について提案してください。なお、フォントサイズは11を最小とします。 (1) 中学校給食調理等業務に対する抱負（様式4-1） (2) 本市受託業務以外の業務との関係について（様式4-2） (3) 衛生管理体制について（様式4-3） (4) 配送体制について（様式4-4） (5) 危機管理体制について（様式4-5） (6) 業務従事者の育成について（様式4-6） |
| ③ | 会社概要 | 指定様式による（様式5） |
| ④ | 給食調理等受託実績書 | 指定様式による（様式6） |

| | | |
|---|----------------|--|
| ⑤ | 調理体制調書 | 指定様式による（様式7） |
| ⑥ | 調理施設及び設備の配置平面図 | A 3判・自由様式 (1) 部屋名、設備名、食材等の搬入経路、業務従事者の入退室経路を明記してください。 (2) A 4縦のサイズに折りたたんでください。 (3) 新規に建設又は改修する場合は、現時点での予定図面を提出してください。 |
| ⑦ | 業務工程表 | 指定様式による（様式8） (1) 調理施設の整備、業務従事者の採用及び研修、試食会、本市との協議調整、その他事業開始までに必要と想定されるスケジュールを明示してください。 |
| ⑧ | 見積書 | 指定様式による（様式9） (1) 1日あたり固定費及び1食単価を見積もり、見積金額を積算してください。 (2) 「喫食率 100%の場合」の合計金額に消費税額を加えた金額が、2業務の概要(6)事業費限度額を超える場合は、失格となるので注意してください。 |

1 0 工場の視察

選考にあたって、本市教育委員会職員が、学校給食又は集団給食等の事業活動を行っている参加事業者の調理工場を以下のとおり視察し、本市が設置する関係課職員で構成される企画提案者選考会議（以下、「選考会議」という）に報告します。

(1) 実施日程

令和6年2月6日(火)から8日(木)までのいずれか1日を予定

(2) 留意事項

視察の日時や人数は、別途通知します。工場内の衛生管理のため、必要な白衣等を視察人数分用意してください。

1 1 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和6年2月16日(金)（予定）

(2) 実施場所等

集合時間及び実施場所等の詳細については、別途通知します。

(3) 出席者

5名以内とします。本事業の調理責任者に配置予定の方又は参加事業者が学校給食や集団給食等の事業活動を行っている調理工場において責任者を務めている方は必ず出席してください。出席者は、事業者名を特定できる社章等を身に付けないこと。

(4) 内容等

事前に提出した企画提案書に記載していない内容のプレゼンテーションをすることはでき

ません。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配付することができます。

(5) 調理サンプル

プレゼンテーション実施日に、調理サンプルとして市が提示する2種類の献立を調理し、あらかじめ本市より貸与するランチボックスに盛り付けたうえ、それぞれ1食分を提出してください。献立内容は、参加事業者に対し後日通知します。

調理サンプルとは別に、提示された献立の試食用として、一口分（20～30g程度）を取り分けたもの（大きい食材については切り分けたもの）を10人分用意してください。なお、1食あたりの食材費が300円（税込・飲用牛乳を除く）で提供できる内容としてください。

また、献立に使用した調味料を除く食材の産地及び金額を明記した資料（加工食品を使用した場合は、配合表及び栄養分析表を添付）を10部用意し、プレゼンテーション実施日に提出してください。

1.2 選考方法及び評価基準

(1) 選考方法

選考会議において、参加事業者からの提案を審査項目毎に各委員が評価し、各委員の評価点の合計が最も高い参加事業者を優先交渉権者とします。ただし、合計が1,500点満点中900点未満の参加事業者は、最低限必要な水準に達していないと判断し、選定対象となりません。

評価点の合計が同点となった場合は、見積書（様式9）における喫食率70%の場合の合計金額が廉価の者を上位とし、同価格の場合は選考会議での合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとします。

(2) 審査項目

| 審査項目 | 配点 |
|--------------------------------|-----|
| 業務の実施体制 | 20 |
| 学校給食又は特定の人を対象とする集団給食に関する主な事業実績 | 20 |
| 業務に対する提案内容 | 120 |
| ①中学校給食調理等業務に対する抱負 | 20 |
| ②本市受託業務以外の業務との関係について | 20 |
| ③衛生管理体制について | 20 |
| ④配送体制について | 20 |
| ⑤危機管理体制について | 20 |
| ⑥業務従事者の育成について | 20 |
| 業務の見積額 | 40 |
| 地域加算 | 10 |
| 調理サンプル | 40 |
| 合計 | 250 |

(3) 評価基準

各審査項目について、次の表に基づき4段階で評価します。

| 評価 | 評価基準 | 評価点 |
|----|---------|--------|
| A | 優れている | 配点×1.0 |
| B | やや優れている | 配点×0.7 |
| C | やや劣っている | 配点×0.5 |
| D | 劣っている | 配点×0.3 |

ただし、審査項目の「地域加算」に関する採点については次のとおりとします。

● 地域加算（配点10点）

A：茅ヶ崎市内の調理場で給食調理を行う

D：茅ヶ崎市外の調理場で給食調理を行う

(4) その他

審査内容は非公開とします。

1.3 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提出書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考会議会長が失格であると判断した場合

1.4 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と本市とで契約内容の協議を行います。その際の見積上限額は、本プロポーザルで提出した見積書に記載した固定費及び1食単価とします。

1.5 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 委託料については、次のように算出し、月毎に支払います。

ア 固定費

1日あたりの固定費×当該月の給食実施回数

イ 変動費

(ア) 当該月の喫食率（当該月の総食数÷（対象者数×当該月の給食実施回数））に応じて、1食単価を次の5つに分類します。

① 0%以上30%未満：1食単価A

② 30%以上50%未満：1食単価B

- ③ 50%以上65%未満：1食単価C
- ④ 65%以上80%未満：1食単価D
- ⑤ 80%以上：1食単価E

(イ) 食数の区分を次のとおり定めます。

- ① 食数A：対象者数×当該月の給食実施回数×0.3－1
- ② 食数B：対象者数×当該月の給食実施回数×0.5－1
- ③ 食数C：対象者数×当該月の給食実施回数×0.65－1
- ④ 食数D：対象者数×当該月の給食実施回数×0.8－1

(ウ) 変動費を、当該月の総食数に応じて、次のとおり定めます。

- ① 当該月の総食数が、食数A以下の場合
当該月の総食数×1食単価A
- ② 当該月の総食数が、食数B以下の場合
食数A×1食単価A
＋（当該月の総食数－食数A）×1食単価B
- ③ 当該月の総食数が、食数C以下の場合
食数A×1食単価A
＋（食数B－食数A）×1食単価B
＋（当該月の総食数－食数B）×1食単価C
- ④ 当該月の総食数が、食数D以下の場合
食数A×1食単価A
＋（食数B－食数A）×1食単価B
＋（食数C－食数B）×1食単価C
＋（当該月の総食数－食数C）×1食単価D
- ⑤ 当該月の総食数が、食数Dを超える場合
食数A×1食単価A
＋（食数B－食数A）×1食単価B
＋（食数C－食数B）×1食単価C
＋（食数D－食数C）×1食単価D
＋（当該月の総食数－食数D）×1食単価E

(3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。

(4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式8）」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。

(5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 提出された書類は返却しません。

(7) 評価の公正性、透明性、客観性を示すため、公開請求があった場合は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年条例第2号）に基づき、評価経過及び結果を公表します。ただし、公表する場合には、公表する範囲について別途ご相談させていただきます。

- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、一括再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、茅ヶ崎市契約規則（昭和 47 年規則第 15 号）、茅ヶ崎市財務規則（昭和 47 年規則第 14 号）等関係法令等の定めるところによります。

(別紙)

第1期

令和6年10月から実施予定

令和5年5月1日現在

| 学校名 | 生徒数(人) | 教職員数(人) | 学級数 |
|--------|--------|---------|-----|
| 梅田中学校 | 355 | 27 | 10 |
| 鶴が台中学校 | 423 | 31 | 14 |
| 浜須賀中学校 | 721 | 41 | 22 |
| 中島中学校 | 286 | 34 | 14 |
| 円蔵中学校 | 399 | 37 | 13 |
| 萩園中学校 | 386 | 35 | 12 |
| 小計 | 2,510 | 205 | 85 |
| 合計 | 2,715 | | 85 |

※ 学級数には、特別支援学級を含める。

※ 生徒数、教職員数、学級数は変動するものとする。

第2期

令和7年5月から実施予定

令和5年5月1日現在

| 学校名 | 生徒数(人) | 教職員数(人) | 学級数 |
|--------|--------|---------|-----|
| 第一中学校 | 690 | 47 | 22 |
| 鶴嶺中学校 | 691 | 44 | 21 |
| 松林中学校 | 624 | 37 | 17 |
| 西浜中学校 | 270 | 26 | 10 |
| 松浪中学校 | 481 | 29 | 14 |
| 北陽中学校 | 440 | 31 | 14 |
| 赤羽根中学校 | 373 | 28 | 13 |
| 小計 | 3,569 | 242 | 111 |
| 合計 | 3,811 | | 111 |

※ 学級数には、特別支援学級を含める。

※ 生徒数、教職員数、学級数は変動するものとする。